

「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」調査委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、徳島県の「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」（以下「マネジメントシステム」という。）の取組状況等を調査するために、徳島県環境審議会環境政策部会（以下「環境政策部会」という。）に設置するマネジメントシステム調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 調査委員会は、徳島県の求めに応じてマネジメントシステムの取組状況等を調査する。

（選任）

第3条 調査委員会委員（以下「調査委員」という。）は5名以内とし、環境政策部会に属する徳島県環境審議会設置条例第2条第2項第1号に規定する委員（以下「1号委員」という。）及び同条例第4条に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）のうちから、環境政策部会長（以下「部会長」という。）が選任する。

（任期）

第4条 調査委員の任期は、1号委員にあっては任期満了の日まで、専門委員にあっては解任の日までとする。

（委員長）

第5条 調査委員会に委員長を置き、調査委員の互選により選任する。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（庶務）

第7条 調査委員会の庶務は、県民環境部環境総局環境首都課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。